

特別勘定のしおり（増補版）

一時払変額個人年金保険（複数勘定型）

特別勘定名	主たる投資対象となる投資信託
年金原資 最低保証型	SMAM・バランスファンドVA安定型（適格機関投資家専用）
バランス型 （株式40タイプ）	SMAM・バランスファンドVA株40型（適格機関投資家専用）
バランス型 （株式60タイプ）	SMAM・バランスファンドVA株60型（適格機関投資家専用）
バランス型 （株式80タイプ）	SMAM・バランスファンドVA株80型（適格機関投資家専用）

（注）本資料は、「一時払変額個人年金保険（複数勘定型）」の各特別勘定が主たる投資対象とする投資信託について、平成27年6月の投資信託約款変更に伴う、その運用方針および運用状況等を開示するための資料です。（既存の特別勘定の「特別勘定のしおり」は本保険のご加入時にお渡ししている「ご契約のしおり - 約款」の末尾に添付されています。）

ご留意いただきたい事項

1. 特別勘定のしおりは、保険業法施行規則第53条第1項に基づき、引受保険会社である三井生命保険株式会社（以下、三井生命）が作成したお客さま向け開示資料です（金融商品取引法に基づく開示資料ではありません）。
2. 特別勘定のしおりは、一時払変額個人年金保険（複数勘定型）の特別勘定が主たる投資対象とする投資信託および三井生命が直接運用を行なう特別勘定について、その運用方針および運用状況等を開示するための資料であり、投資信託そのものの勧誘を目的とした資料ではありません。
3. ご契約者は、特別勘定が主たる投資対象とする投資信託を直接ご購入いただくことはできません。また、ご契約者は、特別勘定が主たる投資対象とする投資信託を直接保有されているものではありません。
4. 特別勘定のユニット価格の値動きは、当該特別勘定が主たる投資対象とする投資信託の基準価格の値動きとは異なります。これは、保険契約の解約および積立金の移転等に備えて、特別勘定において一定の現金等を保有していることなどによります。
5. 特別勘定のしおりに記載された運用状況等の実績についてはすべて過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
6. 特別勘定のしおりに記載された特別勘定が主たる投資対象とする投資信託（ファンド）の状況については、今後予告なく変更となる場合があります。

目 次

「資産の運用に関する極めて重要な事項」

特別勘定名	主たる投資対象となる投資信託	ページ
年金原資 最低保証型	SMAM・バランスファンドVA安定型（適格機関投資家専用）	P. 3
バランス型 （株式40タイプ）	SMAM・バランスファンドVA株40型（適格機関投資家専用）	P. 32
バランス型 （株式60タイプ）	SMAM・バランスファンドVA株60型（適格機関投資家専用）	
バランス型 （株式80タイプ）	SMAM・バランスファンドVA株80型（適格機関投資家専用）	

「資産の運用に関する重要な事項」

特別勘定名	主たる投資対象となる投資信託	ページ
年金原資 最低保証型	SMAM・バランスファンドVA安定型（適格機関投資家専用）	P. 82
バランス型 （株式40タイプ）	SMAM・バランスファンドVA株40型（適格機関投資家専用）	P. 106
バランス型 （株式60タイプ）	SMAM・バランスファンドVA株60型（適格機関投資家専用）	
バランス型 （株式80タイプ）	SMAM・バランスファンドVA株80型（適格機関投資家専用）	